第一項第三号	おいて当該組合	おいて基準日組合
	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第四号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第八号	他の	基準日組合以外の
第一項第九号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十三号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十六号	他の	基準日組合以外の

4　第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第四号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第一号に規定する基準日組合員が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される場合を除く。）として受けた第四号に規定する外来療養に係る
	第七号に掲げる	第十号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該第四項に規定する者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る

第十三号に掲げる		第十六号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日組合員を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間において、当該基準日組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	第五十七条第二項第一号ニ
	第五十五条第二項第三号	第五十七条第二項第一号ニ
第一項第一号	おいて当該	おいて他の
	）が当該組合	）が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第二号	他の	基準日組合以外の
第一項第三号	おいて当該組合	おいて基準日組合
	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第四号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第八号	他の	基準日組合以外の
第一項第九号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十三号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十六号	他の	基準日組合以外の